

株式会社住宅あんしん保証 木造建築物の耐久性に係る評価業務約款

申請者（以下「甲」という。）及び株式会社住宅あんしん保証（以下「乙」という。）は、木造建築物の耐久性に係る評価のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）等を守り、この約款（計画書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び「株式会社住宅あんしん保証 木造建築物の耐久性に係る評価業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

第1条（甲の責務）

甲は、規程に従い、申請書ならびに添付図書（以下「提出書類」という。）を乙に提出しなければならない。

2 甲は、乙が提出された書類のみでは木造建築物の耐久性に係る評価業務（以下「評価業務」という。）を行うことが困難であると認めて請求した場合は、乙の評価業務の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象建築物」という。）の計画、施工方法その他必要な情報の追加書類を双方合意の上定めた期日まで遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

3 甲は、規程に基づき算定され引受承諾書に定められた額の料金を、第4条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。

4 甲は、乙の判定業務において、対象建築物の計画に関し乙がなした判定基準への是正事項の指摘に対し、双方合意の上定めた期日まで速やかに提出書類の修正又はその他の必要な措置をとらなければならない。

第2条（乙の責務）

乙は、法及びこれに基づく命令によるほか規程に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、評価業務を行わなければならない。

2 乙は、引受承諾書に定められた第3条に規定する業務期日までに評価業務の結果を記載した評価書（以下「評価書」という。）を交付し、又は評価書を交付できない旨を通知しなければならない。

3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

第3条（業務期日）

乙の業務期日は、引受日から14日以内とする。

2 乙は、甲が第1条及び第6条第1項に定める責務を怠った時、その他不可抗力により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延期を請求することができる。

3 甲が、乙にその理由を明示し書面でもって業務期日の延期を申し出た場合で、乙がその理由が正当であると認める場合には、乙は業務期日の延期をすることができる。

4 第2項及び第3項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については甲・乙協議して定める。

第4条（料金の支払期日）

甲の支払期日は、引受日から10日後とする。

2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。

3 甲が、第1項の支払期日までに支払わない場合には、乙は、確認書を交付しない。この場合において、乙が当該確認書を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

第5条（料金の支払方法）

甲は、規程に基づく料金を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。なお、振込に要する手数料は甲の負担とする。

2 前項にかかわらず、口座振替の登録がある場合は、引受日の属する月の翌月27日（同日が金融機関休業日の場合は翌営業日）に口座振替により料金を支払うことができる。

3 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

第6条（評価書交付前の変更）

甲は、評価書の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合は、双方合意の上定めた期日まで速やかに乙に通知するとともに、変更部分の提出図書を乙に提出しなければならない。

2 乙が、前項の変更を大規模なものと認めた場合にあっては、甲は、当初の提出図書を取り下げ、別件として改めて乙に判定業務を申請しなければならない。

3 前項に規定する申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

第7条（甲の解除権）

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、判定業務を第3条第1項に定める業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合

(2) 乙がこの契約に違反したことに付き、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除（申請の取り下げ）のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。甲は、既に支払った料金が過大であるときは、その一部の返還を乙に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

第8条（乙の解除権）

乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、第4条第1項に定める支払期日までに支払わない場合

(2) 甲がこの契約に違反したことに付き、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正され

ないとき

(3) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日に通知書を交付することができないとき

2 前項の契約解除のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

第9条（乙の免責）

乙は、評価業務を実施することにより、甲の申請に係る建築物が建築基準法及びその他の法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。

2 乙は、評価業務を実施することにより、甲の申請に係る建築物に瑕疵がないことを保証しない。

3 乙は、甲が提出した提出書類に虚偽があることその他の事由により、適切な判定業務を行うことができなかった場合は、当該評価業務の結果に責任を負わないものとする。

第10条（所管行政庁等への説明）

乙は、評価業務について関係する、所管行政庁、銀行等から説明を求められた場合には、当該事案にかかる評価業務の内容、判断根拠その他の情報について、当該所管行政庁等に説明することができるものとする。

第11条（個人情報の保護）

乙は、原則として、次に示す場合を除くほか、甲の同意を得ることなく、業務に関して知り得た個人情報（以下、「個人情報」という。）を第三者に開示・提供してならない。ただし、乙は、次のとおり、特に必要とされる場合には、必要な範囲内に限り個人情報を書面・電子データ等で以下の第三者へ提供することができる。なお、甲の請求があった場合は、個人情報の第三者への提供は速やかに停止するものとする。

(1) 第三者への提供条件

- ・人の生命・身体又は財産の保護のために必要な場合であって、緊急を要する等、本人の同意を得ることが困難である場合。
- ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
- ・監査機関による自主監査時に開示を求められた場合。
- ・事業の承継に伴って個人情報を提供する場合。
- ・業務の遂行に必要であると合理的に認められる範囲内において、業務委託先（検査機関、取次店等）、保険引受先（損害保険会社等）、一般社団法人住宅性能評価・表示協会等に提供する場合。
- ・その他法令等に基づき第三者に対する開示又は提供が認められる場合。

(2) 提供される個人情報の項目

物件概要（建築主、建物名称、住所、建物用途等）、商号又は名称、住所、氏名、電話番号等

第12条（秘密保持）

乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。

2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。

(1) 既に公知の情報である場合

(2) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合

第13条（別途協議）

この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

（附則）

この約款は令和7年4月1日より施行する。